

札幌市公文書管理審議会異議申立て審査部会の運営要領(案)について

1 委員の回避について（第4条）

審査部会の委員が事件について利害関係を有していると判断した場合



その委員が会長に申し出て、調査審議に参加しないことができる



その場合・・・

会長は、他の委員を審査部会の調査審議に参加させる

2 諮問時に公文書館長に提出を求める書類（第5条第1項）

- ①特定重要公文書利用請求書の写し
- ②特定重要公文書の利用決定等に係る通知書の写し
- ③異議申立書の写し
- ④利用決定等の理由を記載した書面
- ⑤対象となる特定重要公文書（又はその写し）
- ⑥第三者による利用に対する反対意見書【反対意見書がある場合】

3 審査の手続（第5条第2項から第4項）

④の理由説明書が公文書館長から提出されたとき

写しを異議申立人及び参加人に送付

+

相当の期間を定めて理由説明書に対する異議申立人及び参加人の意見を記載した書面の提出を求める

ただし、異議申立てを全面的に認める場合は不要



意見書の提出があったとき・・・

意見書の写しを公文書館長に送付する

※ 参加人・・・利用決定等の利害関係者で異議申立ての審議に参加する者。意見を述べるなどができる。

その他、対象となる特定重要公文書に第三者の情報が含まれる場合、その第三者に意見聴取することが可能

4 提出資料等の閲覧（第6条）

審査部会に提出された意見書又は資料の閲覧・複写を
求めるものは、申込書を提出する。

5 報告等について（第3条）

(1)

審査部会の決議が、過去の決議に反するとき
(その他審議会で重ねて調査審議することが適当なとき)



部会長が会長に報告

会長は審議会に審査部会の決議を取り消すか否かを諮ることができる

(2) 部会長は、調査審議結果を審議会に報告

(3) 会長はいつでも審査部会に出席できるほか、調査審議の状況報告を求めることができる。

6 会議録（第7条）

記載事項：日時・場所、出席者、議事概要など
確定要件：部会長の確認による

札幌市公文書管理審議会異議申立て審査部会運営要領(案)

平成25年 月 日

札幌市公文書管理審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、札幌市公文書管理審議会（以下「審議会」という。）に設置された、特定重要公文書の利用決定等（条例第21条に規定する利用決定等をいう。以下同じ。）に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）に係る審査を行う部会の運営の方法等について、札幌市公文書管理審議会規則（平成24年規則第45号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 異議申立てに係る審査を行う部会を、札幌市公文書管理審議会異議申立て審査部会（以下「審査部会」という。）とする。

(報告等)

第3条 条例第34条第2項の規定に基づき、審査部会の決議をもって審議会の決議とした場合において、部会長は、審査部会の意見が過去の決議に反することとなるときその他審議会で調査審議することが適当と認めるときには、直ちに会長にその旨を報告しなければならない。この場合において、会長は、審査部会の決議を取り消すか否かを審議会に諮ることができる。

2 部会長は、審査部会における調査審議を終えたときは、その結果を審議会に報告するものとする。

3 会長は、いつでも、審査部会に出席して発言できるほか、必要に応じ、部会長に対して審査部会における調査審議の状況の報告を求めることができる。

(委員の回避)

第4条 委員は、特定の事件につき特別の利害関係を有すると判断した場合は、会長にその旨を申し出て、当該事件に係る調査審議に参加しないことができる。

2 会長は、審査部会で調査審議する事件につき前項の規定により調査審議に

参加しない委員が生じたときは、当該委員に代えて他の委員を当該事件に係る調査審議に参加させなければならない。

(審査の手續)

第5条 審査部会は、条例第26条第1項の規定により諮問を受けたときは、公文書館長に対し、次に掲げる書面の提出等を求めるものとする。

- (1) 特定重要公文書利用請求書の写し
- (2) 特定重要公文書の利用決定等に係る通知書の写し
- (3) 異議申立書の写し
- (4) 当該利用決定等の理由を記載した書面（以下「理由説明書」という。）
- (5) 条例第35条第1項に規定する対象特定重要公文書等。ただし、当該対象特定重要公文書等の提示を求める場合において、当該対象特定重要公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しの提示を求めるものとする。
- (6) 条例第23条第4項に規定する反対意見書が提出されたときは、当該反対意見書の写し

2 審査部会は、前項の規定により公文書館長から理由説明書の提出があったときは、その写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、相当の期間を定めて、当該理由説明書に対する異議申立人及び参加人の意見等を記載した書面の提出を求めるものとする。ただし、異議申立ての全部を容認するときは、この限りではない。

3 審査部会は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを公文書館長に送付するものとする。

4 審査部会は、対象特定重要公文書等に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、口頭又は文書により、当該第三者から意見を聴取することができる。

(提出資料等の閲覧等)

第6条 条例第35条第7項の規定により審査部会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めるものは、審査部会に対し、審査部会提出資料等閲覧等申込書（様式1。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 審査部会は、前項の申込書の提出があったときは、当該閲覧又は複写に応

じるか否かについて、審査部会提出資料等閲覧等回答書（様式2）により、当該申込書を提出した者に回答するものとする。

（会議録）

第7条 審査部会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、部会長の確認により確定する。

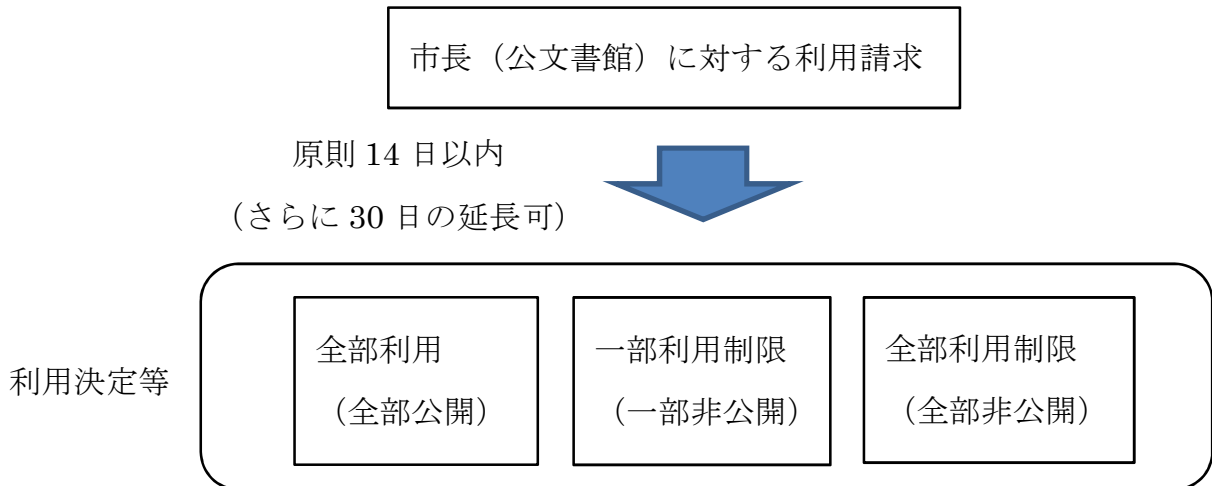
（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。

特定重要公文書の利用決定等に係る異議申立てと公文書管理審議会への諮問について

1 特定重要公文書の利用決定等と異議申立て

(1) 利用請求から利用決定等までの流れ



(2) 異議申立て

ア 利用請求者からの異議申立て

利用決定等の通知から 60 日以内に、一部利用制限及び全部利用制限に対して異議申立てを行う。

イ 第三者からの異議申立て

次のような場合に第三者からの異議申立てがあり得る。

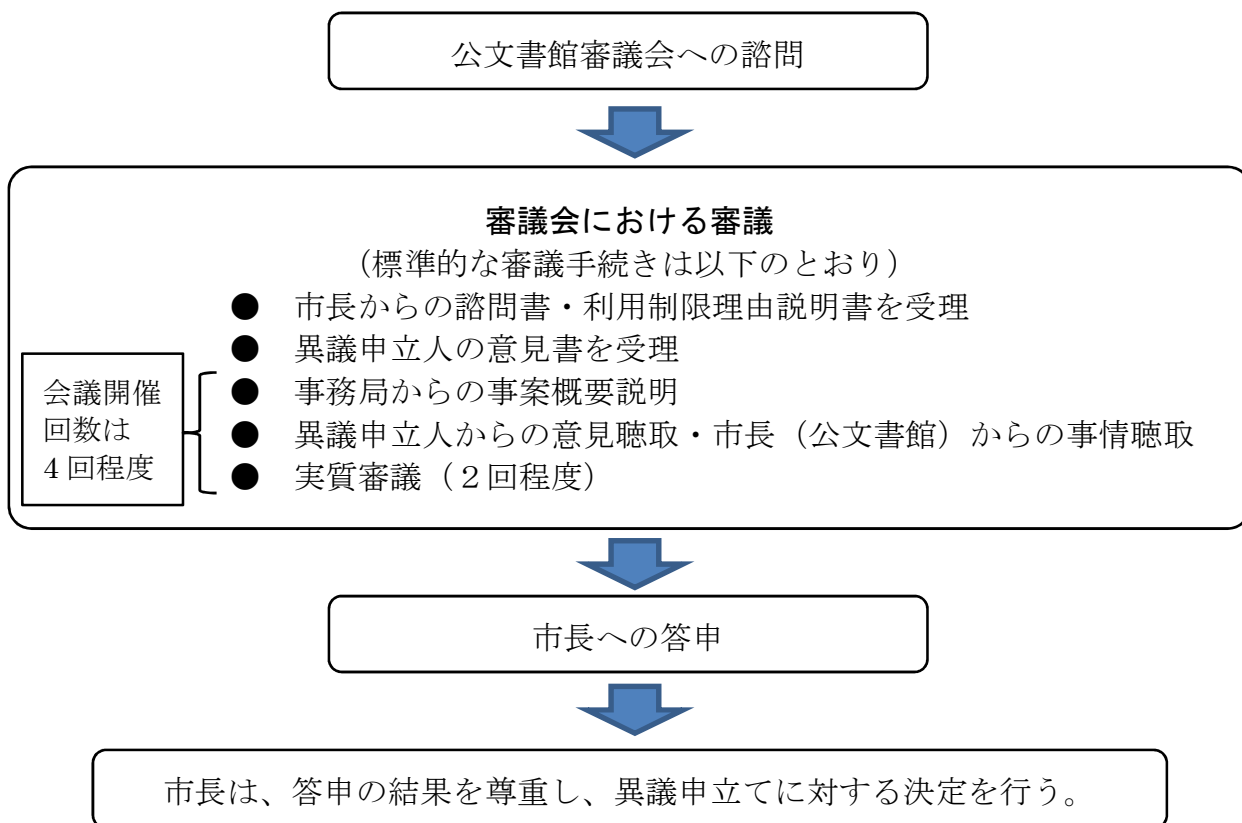
特定重要公文書に第三者の個人情報等が含まれる場合に、公文書館が利用決定をしようとするときは、第三者に意見書提出の機会を与える。

当該第三者が利用に反対する意見書を提出

それでもなお利用決定する場合は、当該第三者に通知し、利用決定後 2 週間以上の期間を置いてから利用請求者に利用させる。

上記の 2 週間の間に、第三者が利用決定に対する異議申し立てを行う。

2 公文書管理審議会における審議等



3 部会設置に関する規程

札幌市公文書管理条例

第34条

公文書管理審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【参考】 国の例

内閣府公文書管理委員会（委員数7人）に特定歴史公文書等不服審査分科会（委員数3人）を設置